

## 宜野湾市議会 議会報告及び市民との意見交換会参加に当たっての注意事項

## 1. 参加に当たって

- (1) 会議の進行を乱す恐れがあると認められる方は参加できません。  
(例：酒気を帯びている方等)
- (2) 会議の進行を乱す恐れのある物等は持ち込みができませんので、事前に受付にお預けください。(例：凶器、旗、のぼり、プラカード等)
- (3) 会場の秩序を乱したり、会議の妨げとなるような行為は行わず、係員の指示に従ってください。
- (4) 参加者による録画・録音、写真撮影はお断りいたします。  
なお、宜野湾市議会や報道機関が広報活動、記録や取材のため録音・録画、写真撮影を行いますので、ご了承ください。(撮影不可の方は事務局までお知らせください。)
- (5) 会議の結果は、市議会だよりやホームページで公開いたしますので、ご了承ください。

## 2. 発言に当たって

- (1) 発言を希望する際は挙手を行い、司会者の指名を受けてから発言してください。発言の最初に「お住まいの地域」と「お名前」を述べていただき、その後にご意見をお願いします。
- (2) ご意見やご質問は一通ずつ行っていただき、また、より多くの方に発言いただけるよう発言時間や回数等については司会者の指示に従ってください。
- (3) 議会全体としての報告及び意見交換の場として位置づけておりますので、党派や議員個人に対する発言はご遠慮ください。

## 3. グループワークに当たって

- (1) より住みやすい宜野湾市の実現に向けた意見交換を行い、参加者の意見を広く聴取するための場であり、答えを求める場ではございません。
- (2) 参加者の皆様が発言できるようお互いに配慮し、話し合うよう努めてください。